

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払い戻し実施のご案内

平素は三交タクシーをご利用いただき、ありがとうございます。

この度、「三交タクシープリペイドカード」は、2026年8月31日をもって、車内精算での取扱いを終了いたします。

長らくご利用いただきまして、ありがとうございます。

お客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しをさせていただきます。

未使用残高のあるプリペイドカードをお持ちのお客様は、下記期間内に払戻しのお申し出をいただきますようお願いいたします。

払戻しの対象となる「三交タクシープリペイドカード」の種類

1万円券／5千円券



※払戻しが出来ないプリペイドカード

- ①三交タクシー以外が発行したプリペイドカード
- ②残高がゼロのプリペイドカード
- ③磁気不良・破損等により残高を確認することが出来ないプリペイドカード
- ④偽造・変造されているプリペイドカード
- ⑤盗難されたプリペイドカード

払戻しお申出期間

2026年9月1日～2027年2月28日

※ 期間内にお申出のなかったお客様につきましては、払戻しの手続きから除斥されますので、必ず上記期間内での手続きをお願いいたします。

【払戻手続きのご提出方法】

1. 下記連絡先へお電話をいただき、ご住所をお伝えください。
2. ご住所宛に「返信用封筒」「三交タクシープリペイドカード換金依頼書」をお送りいたします。
3. 三交タクシープリペイドカード換金依頼書に必要事項をご記入ください。
4. 三交タクシープリペイドカード・三交タクシープリペイドカード換金依頼書を返信用封筒に入れ、郵便局窓口で簡易書留にてご郵送ください。

※郵送料は弊社負担とし、払戻金に加算して、お振込いたします。

【返信用封筒到着後】

プリペイドカード残高を確認し、ご指定の金融機関口座にお振込みをいたします。

※ご注意事項※

1. 未使用カード・残高が券種金額を超えたカードは、券種金額にて換金します。
(例：残高10,500円の場合、購入金額10,000円の換金となります)
2. **ご提出は、簡易書留にてご郵送ください。**
3. **払戻しは「口座振込」となります。**
4. **ご来社、タクシー車内、タクシー営業所での現金換金は出来ません。**
5. 振込手数料は、弊社が負担いたします。
6. 振込手続きは、ご郵送いただいてから2週間程度の期間を要します。
お申込みが集中した場合は、それ以上の期間を要する場合があります。
7. カード残高及び振込日の通知は致しかねます。
8. 破損・磁気不良など残高を読み取ることが出来ない場合は、払戻し出来ません。
9. ご送付いただいたプリペイドカードは、返却いたしません。
10. 郵送事故に関して、弊社は責任を負えません。
11. 換金依頼書の控えは、お客様ご自身で控えを取り、大切に保管してください。
12. ご記入内容に不備がある場合、振込手続きが遅れる場合があります。
13. お預かりした個人情報には、払戻に付随する業務の目的以外には利用いたしません。

払戻しに関するお問い合わせ

〒510-0064 三重県四日市市新正三丁目3番6号

株式会社三交タクシー

電話番号 (059) 353-2221

F A X (059) 325-7300